

水道メーター検針変更のお知らせ

平成30年度より、下郷町の水道メーター検針の一部を変更することとなりました。つきましては、下記のとおりとなりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 一般の方の変更点

○4月の検針は行わなくなり、現在の2月と同様に冬期認定となります。

() 内は使用月

	検針月	冬期間の 使用水量認定	冬期間の 使用水量清算	請求月
変更前	偶数月 4、6、8、10、12月	2月(12月、1月)	4月検針 (2月、3月)	偶数月 6回/年
変更後	偶数月 6、8、10、12月	2月(12月、1月) 4月(2月、3月)	6月検針 (4月、5月)	変更なし

2 営業の方の変更点

○4月の検針は行わなくなり、現在の1月、2月、3月と同様に冬期認定となります。

○現在の毎月検針が、隔月検針に変更となります。

○2ヶ月ごとの検針水量を等分し、毎月請求といたします。

○平成30年5月分の水道使用料については、移行期間のため請求がございませんのでご注意ください。

() 内は使用月

	検針月	冬期間の 使用水量認定	冬期間の 使用水量清算	請求月
変更前	毎月 4、5、6、7、8、9、 10、11、12月	1月(12月) 2月(1月) 3月(2月)	4月検針 (3月)	毎月 12回/年
変更後	偶数月 6、8、10、12月	2月(12月、1月) 4月(2月、3月)	6月検針 (4月、5月)	変更なし

※不明な点等ございましたら、下郷町役場建設課水道係(69-1177)へお問い合わせください。